

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	丸大運輸有限公司(法人番号3460002002994) 代表者 関川千秋	北海道釧路市大楽毛1丁目7番16号		本社営業所	北海道釧路市大楽毛1丁目7番16号		R3.2.9	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号 他1件	令和2年11月13日及び令和2年11月27日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点検整備記録簿等の記載義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	0	0
2	友紀商事株式会社(法人番号6450001012596) 代表者 寺田治記	北海道紋別市渚滑町6丁目47番地25		本店営業所	北海道紋別市渚滑町6丁目47番地25		R3.2.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件	令和2年9月28日、令和2年10月23日及び令和2年11月20日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
3	株式会社オカダ(法人番号9430001041512) 代表者 岡田恵太	北海道札幌市白石区東米里2124番146		恵庭営業所	北海道恵庭市戸磯536番地16		R3.2.17	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和3年1月26日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)	0	0

